

## 古代日朝交渉史序説 : 大伴氏主導より蘇我氏主導へ

田村, 圓澄

<https://doi.org/10.15017/2231037>

---

出版情報 : 史淵. 116, pp.1-28, 1979-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 古代日朝交渉史序説

——大伴氏主導より蘇我氏主導へ——

田 村 圓 澄

## 目 次

- 一 百濟の後退
- 二 大臣蘇我稲目の登場
- 三 大連大伴金村の退場以後
- 四 大臣蘇我馬子の外交路線
- 五 第一次遣隋使派遣
- 六 新羅包囲体制の成立と破綻
- 七 第二次遣隋使派遣
- 八 唐客・新羅客召見と蘇我馬子
- 九 冠位十二階の制定と隋

## 一 百濟の後退

高句麗の広開土王（好太王）の後をつぎ、四一三年に長寿王が即位するが、その年に、長寿王は東晋の安帝（在位三九六―四一八）の許に使者を送って赭・白馬を献じ、使持節都督兖州諸軍事征東將軍高句麗王柒浪公に封ぜられた。三

年後の四一六年に、東晋の安帝は百済に使者を遣わし、腆支王を使持節都督百済諸軍事鎮東將軍百済王に封じている。<sup>(2)</sup> 四二〇年に東晋が滅んで宋の武帝(在位四二〇—四二二)が即位すると、長寿王は征東大將軍に、また腆支王は鎮東大將軍に格上げされた。<sup>(3)</sup>

高句麗と百済は、中国王朝の冊封体制のなかにみずから置くことにより、朝鮮半島における対外的・対内的な政治的安定を求めた。四二七年に長寿王は都を丸都から平壤に遷すが、<sup>(4)</sup> この頃から高句麗の北朝接近が顕著になる。四三五年(太延元)に長寿王は北魏の太武帝から都督遼海諸軍事征東將軍鎮護東夷中郎將遼東郡開國公高句麗王に封ぜられたが、<sup>(5)</sup> 四六五年(和平六)以降は、連年のように北魏に朝貢している。

百済の蓋鹵王が、初めて北魏に使者を遣わしたのは四七二年(延興二)であった。蓋鹵王は孝文帝にあてた上表のなかで、この三十余年間、高句麗と怨を構えてきたが、財も殫き、力も竭き、いよいよ百済が弱体化したことを述べ、速やかに將軍を遣わし、百済を救援して欲しい旨を訴えた。つまり高句麗に対し、緊急に軍事的圧力を加えるよう、北魏に要請したのであるが、孝文帝は高句麗討伐の理由に乏しいことを指摘し、蓋鹵王の要請を斥けた。<sup>(6)</sup> 結果的に高句麗の長寿王は、北魏の孝文帝の支持を得たことを確認することができた。

四七五年(雄略十九)に長寿王は三万の兵を率いて百済に侵入した。都の漢山城は陥ち、蓋鹵王は殺され、百済の男女八千人が虜となった。<sup>(7)</sup> 蓋鹵王の子の文周王が即位し、新羅の慈悲王の救援によって、高句麗兵を撃退することができたが、しかし百済は漢山城より南一一〇キロの熊津(公州)に遷都せざるをえなかった。漢山城は、ソウル市内の風納里土城に比定されるが、漢江南部の漢山城の陥落により、高句麗の領土は、竹嶺一帯から南陽湾に結ぶ線にまで拡大した。<sup>(8)</sup>

四七八年(雄略二十二・昇明二)に、倭王の武が、宋の順帝の許に使者を遣わしている。

順帝昇明二年、遣使上表曰、封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、

東征<sup>二</sup>毛人五十五國<sup>一</sup>、西服<sup>二</sup>衆夷六十六國<sup>一</sup>、渡<sup>二</sup>平海北九十五國<sup>一</sup>、王道融泰、廓<sup>レ</sup>土遐<sup>レ</sup>畿、累葉朝宗、不<sup>レ</sup>愆<sup>二</sup>于歲<sup>一</sup>、臣雖<sup>二</sup>下愚<sup>一</sup>、忝胤<sup>二</sup>先緒<sup>一</sup>、驅<sup>二</sup>率所統<sup>一</sup>、歸<sup>二</sup>崇天極<sup>一</sup>、道遙<sup>二</sup>百濟<sup>一</sup>、裝<sup>二</sup>治船舫<sup>一</sup>、而句驪無道、圖欲<sup>二</sup>見吞<sup>一</sup>、掠<sup>二</sup>抄邊隸<sup>一</sup>、虔劉不<sup>レ</sup>已、每致<sup>二</sup>稽滯<sup>一</sup>、以失<sup>二</sup>良風<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>曰<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>路、或通或不、臣亡<sup>レ</sup>考濟、實忿<sup>二</sup>寇讐<sup>一</sup>、塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲<sup>二</sup>大舉<sup>一</sup>、奄喪<sup>二</sup>父兄<sup>一</sup>、使<sup>レ</sup>垂成之功不<sup>レ</sup>獲<sup>二</sup>一簣<sup>一</sup>、居在<sup>二</sup>諒闇<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>動<sup>二</sup>兵甲<sup>一</sup>、是以偃息未<sup>レ</sup>捷、至<sup>レ</sup>今欲<sup>二</sup>練<sup>レ</sup>甲治<sup>レ</sup>兵申<sup>二</sup>父兄之志<sup>一</sup>、義士虎賁、文武效<sup>レ</sup>功、白刃交<sup>レ</sup>前、亦所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>顧、若以<sup>二</sup>帝德覆載<sup>一</sup>、摧<sup>二</sup>此彊敵<sup>一</sup>、克靖<sup>二</sup>方難<sup>一</sup>、無<sup>レ</sup>替<sup>二</sup>前功<sup>一</sup>、竊自假<sup>二</sup>開府儀同三司<sup>一</sup>、其餘咸假授、以勸<sup>二</sup>忠節<sup>一</sup>、詔除<sup>二</sup>武使持節都督、倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王<sup>一</sup>。

倭王の武は、高句麗が無道であることを力説した。倭より宋に到る道は高句麗によって壅塞されている。先考の済は、高句麗討伐の兵を動かそうとしたが、父と子を喪い、諒闇のため兵甲をとどめざるをえなかった。しかし今こそ戦備を整え、高句麗に対する軍事行動に移るつもりであるが、願わくは皇帝の力により、高句麗を挫いていただきたい、というのが、武の上表の本旨であった。

倭王武は雄略に比定される。百済の国都の漢山城が、高句麗によって攻略された時点で、雄略が宋の順帝に遣使した意図は明白である。すなわち、高句麗が壅塞している道は、「道、百済を遙て」と記されているように、百済を経由していた。武が述べた「壅塞天路」は、蓋鹵王の上表に見える「豺狼隔路」「跨塞天逵」と同義である。<sup>(3)</sup>漢山城失陥の事態を深刻に受けとめた倭王の武は、百済救援のための宋の軍事介入を要請したのである。ヤマト王権の軍事力だけでは百済の失地を回復する望みはなく、宋の援助に期待するしかなかったが、しかし、宋はヤマト王権の要請にもかかわらず、百済援助には乗り出さなかった。

四七五年の漢山城陥落により、高句麗と百済との軍事的均衡は崩壊し、高句麗の優位は決定的となった。そして百済の劣位は、また朝鮮半島におけるヤマト王権の軍事的劣位でもあった。これを裏書きするのは、ヤマト王権と新羅

との関係である。

『三國史記』によれば、新羅に対する倭の侵攻は、新羅の始祖赫居世の時代に始まった。

（赫居世）八年、倭人行兵、欲犯辺、聞始祖有神徳、乃還。

新羅進攻の最後の記事は、焔知王の条に見える。すなわち、

（焔知王）二十二年春三月、倭人攻陥長峯鎮。

第一表 倭の新羅侵攻一覽（『三國史記』による）

年次	回数	備考
紀元前一世紀	一	
紀元一世紀	二	
紀元二世紀	一	
紀元三世紀	九	金城來攻一を含む
紀元四世紀	三	金城來攻二を含む
紀元五世紀	一八	金城來攻一を含む

この間の倭の新羅侵攻の記事を、年次別に集計すると右記のようになる（第一表 倭の新羅侵攻一覽）。これらの記事については、史実としての信憑性に問題があるが、しかし概観すれば、ヤマト王権の新羅侵攻は五世紀で終わっていること、そして五世紀がヤマト王権の新羅侵攻のピークであったこと、などが知られるであろう。六世紀以後には、倭の新羅侵攻の記事は見られなくなるが、これは、新羅に対するヤマト王権の劣勢の現われであり、その直接の要因は、四七五年の漢山城陥落によって引き起こされた朝鮮半島の軍事情勢の激変であったと考えられる。

文周王（在位四七五—四七六）、および三斤王（在位四七七一—四七八）の四年間には、百済の中国王朝への遣使はなかった。次の東城王（在位四七九—五〇〇）は、四八〇年（建元二）に斉の高帝の許に使者を遣わして朝貢し、鎮東大將軍の軍号を与えられた。<sup>(10)</sup> いっぽう高句麗の長寿王は、連年のように北魏に入貢している。五〇二年（天監元）に梁の武帝は、武寧王の軍号を進めて征東大將軍とした。<sup>(11)</sup> 武寧王は、高句麗としばしば戦ったが、頽勢を挽回することはできなかった。というより、百済は高句麗に破られて衰弱すること累年であり、南の韓地に遷ったが、もはや自力で高句麗に対抗できず、ただ梁の軍事援助を待つというのが、<sup>(12)</sup> 百済の現実であった。

〔註〕

- (1) 『宋書』卷九十七、夷蛮高句麗條。
- (2) 同右、夷蛮百濟條。
- (3) 同右、卷三、武帝下條。
- (4) 『三國史記』卷十八、長寿王十五年條。
- (5) 『魏書』卷百、高句麗條。
- (6) 同右、百濟條。
- (7) 註(4) 長寿王六十三年條。
- (8) 李基白『韓國史新論』東京、一九七一年、六一頁。
- (9) 註(6) に同じ。
- (10) 『南史』卷四、高帝條。
- (11) 『梁書』卷二、武帝中條。
- (12) 同右、卷五十四、諸夷百濟條。

## 二 大臣蘇我稲目の登場

五二二年（武寧王十二、継体六）に、百済の武寧王は継体の宮廷に使者を派遣し、任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四県の割譲を請うた。哆唎の国守の穂積押山がこれに賛成し、これをうけて大連の大伴金村が、四県の百済割譲を最終的に決定した。大連の物部鹿鹿火が宣勅使となり、難波館で待機している百済の使者にこれを伝えることになったが、鹿鹿火の妻の諫めにより、鹿鹿火は病と称して宣勅使を辞退し、別の使者が難波館に赴いた。<sup>(1)</sup>

上哆唎・下哆唎は全羅南道の榮山江の東岸にあたり、今の光州・靈岸地方である。娑陀・牟婁は榮山江の西方の地帯である。つまり全羅南道の西半部が、いわゆる任那の四県であった。<sup>(2)</sup> 四七五年に漢山城を放棄して南遷した百済に対し、ヤマト王権は、失われた領土の代替として、加羅のこの地域を与えたのである。

翌五一三年に、武寧王は継体の宮廷に五経博士の段楊爾を送ってきた。学者の貢進は、四県割譲に対する謝意のあらわれであった。つまり継体の宮廷による軍事援助の見返りだが、百済からの文化移出であった。段楊爾を送りとどけた百済の使者は、加羅の伴跛国が百済の己汶を奪ったことを告げ、継体の宮廷に対し、現状回復のための援助を求めた。継体の宮廷は、己汶・帶沙を百済に与えた。

伴跛（本彼）は星州付近（慶尙北道）に比定され、北部加羅の代表的な国である。伴跛が自己の勢力圏に入れたとされる己汶は蟾津江の流域であり、己汶・帶沙は、蟾津江の中流・下流地域にあたる。上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四県が、継体の宮廷と百済との政治的取引の具に供されたことに対し、伴跛を中心とする加羅諸国が反撥したのである。しかし継体の宮廷は、最終的にほぼ全羅南道全域を、百済に割譲した。

加羅の百済・ヤマト王権からの離脱は、同時に新羅に対する加羅の接近でもあった。加羅は百済・ヤマト王権に対する不信感を深め、それはそのまま新羅に対する依存度を深めた。五二二年（法興王九・継体十六）に加耶の国王が新

羅の法興王の許に使者を遣わし、通婚を請うている。

(法興王) 九年春三月、加耶国王遣使請婚、王以伊淪比助夫之妹送之。<sup>(3)</sup>

法興王は比助夫の妹を加耶の国王に贈った。二年後に法興王が南境を巡狩したとき、加耶の国王が来会した。

十一年秋九月、王巡南境拓地、加耶国王来会。<sup>(4)</sup>

南境が何処を指すかはあきらかでないが、ともあれ新羅は加羅地域に勢力を拡大し、そしてそれは加羅の希望するところでもあった。

五三二年(法興王十九)に金官国が新羅に合併された。

(法興王) 十九年、金官国王金仇亥、與妃及三子長曰奴宗、仲曰武徳、季曰武力、以国帑宝物来降、王礼待之、授位上等、以本国為食邑、子武力仕至角干。<sup>(5)</sup>

金官国の国王の金仇亥、妃と三子が、国帑と宝物をもって新羅に降り、法興王は新羅の最高位である上大等を授け、本国を食邑とすることを許した。金官は南加羅とも呼ばれ、弁辰十二国のうちの狗邪韓国であった。洛東江下流の金海地方に比定せられるが、つまり新羅は洛東江の河口を制圧したのである。ヤマト王権と加羅諸国とを結ぶ動脈は、新羅の進出によって遮断されることとなった。

五三六年(法興王二十三、宣化元)にヤマト王権は筑紫の那津に官家を設け、畿内・近国および北部九州から運ばれた穀稼を貯蔵することとなった。

(宣化元年) 夏五月辛丑朔、詔曰、食者天下之本也、黄金萬貫不可療飢、白玉千箱何能救冷、夫筑紫国者、遐邇之所朝届、去來之所關門、是以海表之國候海水以來賓、望天雲而奉貢、自胎中之帝泊于朕身、收藏穀稼、蓄積儲粮、遙設凶年、厚饗良客、安國之方、更無過此、故朕遣阿蘇仍君<sup>也</sup>加<sup>也</sup>運河内國茨田郡屯倉之穀、蘇我大臣稻目宿禰、宜遣尾張連<sup>也</sup>運尾張國屯倉之穀、物部大連鹿火、宜遣新家



連<sub>二</sub>運<sub>中</sub>新家屯倉之穀上、阿倍臣、宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>伊賀臣<sub>一</sub>連<sub>中</sub>伊賀國屯倉之穀上、脩<sub>二</sub>造官家那津之口<sub>一</sub>、又其筑紫肥豊三國屯倉、散在<sub>二</sub>懸隔<sub>一</sub>、運輸遙阻、儻如須要、難<sub>二</sub>以備<sub>一</sub>卒、亦宜<sub>下</sub>課<sub>二</sub>諸郡<sub>一</sub>分移、聚<sub>二</sub>建那津之口<sub>一</sub>、以備<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>、永爲<sub>中</sub>民命上、早<sub>下</sub>郡縣<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>朕心<sub>一</sub>。

すなわち、阿蘇氏は河内の茨田郡の屯倉の穀を、尾張氏は尾張の屯倉の穀を、新家氏は新家の屯倉の穀を、伊賀氏は伊賀の屯倉の穀を、それぞれ海路によって、那津の官家に運び、また筑紫・肥・豊の三国の屯倉の穀をも、那津の官家に集めた。

那津の官家は、福岡市南区三宅本町あたりであったと考えられる。五三六年と決めることには問題があるが、ともあれこの前後に那津の官家が設置されたのは、朝鮮半島の軍事情勢の急激な変化に対応するヤマト王権の措置であった。とくに新羅による金官加羅の併合や、この頃になされた喙己吞(慶尙北道慶山)・卓淳(慶尙北道大邱)への新羅の進出は、ヤマト王権に危機感をいだかせた。亡命の旧加羅人の受けいれや、加羅・百済に対する救援の措置が検討され、那津の官家の設置をみたのである。こうして筑紫の那津は、百済・加羅援助の基地になった。

那津の官家は、「非常に備え、永く民の命となす」とあることから推察すると、穀稼の輸送・集積は一回限りのことではなく、以後も輸送・集積の業務がつづけられたのではないか。

輸送関係の船舶や水手の管理、官家の維持や穀稼の保管・配給などの業務にたずさわった人名、員数・組織などについては不明であるが、注目されるのは、那津官家の設置に伴って、蘇我稲目が登場していることである。なお大伴金村と物部麁鹿火の二人は、前代以来、大連の職にあり、蘇我稲目は五三六年に初めて大臣の職についている。

〔註〕

(一) 『日本書紀』継体天皇六年条。

(2) 末松保和『任那興亡史』東京、一九七一年、二二三頁。

(3) 『三国史記』法興王条。

(4) 同右。

(5) 同右。

(6) 註(1) 宣化元年条。

### 三 大連大伴金村の退場以後

五三七年(宣化二、法興王二十四)に大連大伴金村の子の磐が筑紫を治め、同じく狭手彦が加羅に渡って百済を救うこととなった。

(宣化)二年冬十月、壬辰朔、天皇以新羅寇於任那、詔大伴金村大連、遣其子磐与狭手彦以助任那、是時、磐留筑紫執其国政、以備三韓、狭手彦往鎮任那、加救百済。<sup>(1)</sup>

すなわち新羅が加羅を攻撃したので、金村の子の磐が筑紫にとどまって国政を執り、また狭手彦は兵を率いて海を渡り、加羅を救援した。磐は筑紫の軍政官であり、「三韓に備え」たことから判断すると、磐の職務は、那津官家の機能と無関係ではなかったであろう。この場合の「筑紫」は、宣化元年詔の「筑紫・肥・豊三国」の総称と思われる。<sup>(2)</sup>

狭手彦の任務は、金官国の復興ではなく加羅諸国の確保にあった。すなわち新羅の侵入を防ぎ、ヤマト王権の貢献としての加羅の維持を計ったのであるが、注意されるのは、加羅の確保のためには、同時に筑紫の支配が必要であると判断されたことである。狭手彦は軍事力により、加羅を護り、百済を助けたのであるが、朝鮮半島における軍事力の保持には、基地としての九州北部、すなわち筑紫の確保が必要であった。つまりヤマト王権による加羅確保と筑紫支配とは不可分であった。宣化から加羅の救援を命じられた大伴金村は、磐と狭手彦の二子に、職務の分担を命じたのである。

ところで五三七年の新羅に対する軍事行動については、蘇我稲目は関与していない。いっぽう那津の官家の建置については、大伴金村は関与していない。これは単なる偶然であろうか。大伴金村と蘇我稲目は、対朝鮮半島政策をめぐる、意見を異にしていたと思われる。

『日本書紀』の年立によれば、五三九年に宣化は崩じ、弟の欽明が即位した。大伴金村と物部尾興の兩名が大連、蘇我稲目が大臣であった。ところで五四〇年（欽明元、眞興王元）に、欽明は難波の祝津宮に大伴金村、許勢稲持、物部尾興らの高官を集め、朝鮮半島政策についての検討を命じた。

（欽明元）九月乙亥朔己卯、幸難波祝津宮、大伴大連金村、許勢臣稻持、物部大連尾興等從焉、天皇問諸臣曰：幾許軍卒伐得新羅、物部大連尾興等奏曰、少許軍卒不可易征、曩者、男大迹天皇六年、百濟遣使表請任那上哆喇、下哆喇、娑陀、牟婁四縣、大伴大連金村輒依表請許賜所求、由是新羅怨曠積年、不可輕爾而伐、於是大伴大連金村居住吉宅、稱疾不朝、天皇遣青海夫人勾子、慰問慇懃、大連怖謝曰、臣所疾者非餘事也、今諸臣等謂臣滅任那、故恐怖不朝耳、乃以鞍馬贈使、厚相資敬、青海夫人依實顯奏、詔曰、久竭忠誠、莫恤衆口、遂不爲罪、優寵彌深、是年也太歲庚申。

欽明の諮問は、金官国回復に必要な軍事力の算定についてであったが、高官の議論は主題を離れ、金官国喪失の原因に向けられた。すなわち高官らは、上哆喇などの四県を百濟に割譲したことが、新羅の怨みを買っている事実を指摘し、新羅攻略の軍事的手段をもってしては、事態の解決が困難であると主張した。つまり大伴金村は、このような困難な事態を招いた責任を問われたのである。

彈劾をうけた大伴金村は住吉の宅にこもり、病氣と称して出仕しなくなった。欽明は青海夫人を遣わして慰問したが、金村は、諸臣らが、任那滅亡の責任をおしつけるので、出仕しないのであると弁明したという。ともあれ高官らによる朝鮮半島の情勢分析の結果は、欽明によっても承認されたのである。金村が四県割譲に同意したとき、百濟の

要望を推進した哆唎国守の穂積押山と共に、金村は百済の賄賂を受けとったという流言があったが、欽明は金村を罪しないことを決めた。多年にわたって朝鮮半島政策を主導してきた金村の功業が評価され、寛大な措置がとられたのである。

さて五世紀後半以降のヤマト王権の大臣・大連は左記の通りである（第二表 五・六世紀大臣・大連一覽）。

第二表 五・六世紀大臣・大連一覽（カッコ内は在任年次）

大臣		大連	
平群真鳥 (四五六一四九八)	大伴室屋 (四五六一五〇二)	物部目 (四五六一四六九)	大伴金村 (四九八一五四〇)
巨勢男人 (五〇七一五二九)	物部鹿鹿火 (五〇七一五三六)	物部尾輿 (五三九一五五二)	蘇我稻目 (五三六一五七〇)

まず百済の要請を容れ、任那四県を百済に割譲した五二二年（継体六）の時点において、大臣は巨勢男人、大連は大伴金村と物部鹿鹿火の二人であった。ところで五四〇年（欽明元）の難波祝津宮の高官會議に列した許勢稻持は、巨勢男人の弟であり、また物部尾輿は鹿鹿火の同族である。つまり五二二年の時点におけるヤマト王権の三名の高官のうち、男人および鹿鹿火の同族にあたる許勢稻持と物部尾輿の二名が、大伴金村の政策に反対の立場をとったのである。なお蘇我稻目の大臣就任は五三六年（宣化元）であり、したがって、任那四県割譲について、稻目および蘇我氏は、白であったといえる。

五四〇年の難波祝津宮における高官會議は、五二二年当時の関係者、およびその同族により、任那四県問題につい

ての決着をつける意図の下に開かれたのであろう。つまりヤマト王権に対する新羅の怨みを解ききつかけになることが期待されたのである。また百済・加羅諸国に対しては、大伴金村がとってきた百済迎合策、つまり百済側の要求を全面的に呑むような外交路線の転換を、内・外に告示するところに、難波祝津宮会議の狙いがあった。そしてこの高官会議の開催は、大臣蘇我稲目の意図するところであったと思われる。大連大伴金村の政界からの退場も、そして大伴金村に替わって稲目が自主路線による朝鮮半島外交を展開することも、稲目にとっては、予定されていたことではなかったか。

五四一年(欽明二)に、百済の聖王の許に、安羅(咸安)・加羅(高靈)ら七国の早岐(国王)が参集した。そして欽明の諮問に応じ、加羅復興の方策をめぐって意見が開陳された。このとき集まった加羅の国王は、東は洛東江、西は南江流域、智異山の東麓、北は伽倻山をもって限られ、南は海岸に達する、現在の慶尚南道の西半部と慶尚北道の一部の地域を支配しており、つまり当時の残存する加羅の全域であった。そして加羅の国王により、金官国・喙己吞(慶山)・卓淳(大邱)などの復興、すなわちこれらの旧加羅諸国が新羅の支配を断ちきり、ヤマト王権の側に復帰する方策が議された。ヤマト王権が要求したのは、百済の聖王の責任において、加羅の復興を推進することであったが、しかし百済は、新羅の進出に先んじて、残存加羅諸国の掌握を意図していた。

しかし残存加羅諸国の百済離反の大勢は、如何ともすることができなかった。朝鮮半島における百済の孤立化は深まり、そして百済のヤマト王権に対する依存度は強まった。かねて加羅諸国に百済の郡令や城主を配置し、表面上、新羅の進攻に対して加羅を防備してきた百済側が、改めてこの軍事・行政の既得権の承認をヤマト王権に求めたところ、ヤマト王権は百済側の野心の程を見抜き、これを拒否している。しかし、その後もヤマト王権は百済との親密な関係の維持に努めた。

四七五年の漢山城陥落以降、ヤマト王権は百済に対し、兵士や兵器、また食糧を送り、軍事援助をつづけてきた。

五五〇年（欽明十二）に百済の聖王は高句麗領に侵入し、漢江中流地域を占拠したが、五五二年に真興王は漢江下流の百済軍を攻め、百済はここを放棄した。こうして新羅は、竹嶺・鳥嶺を越え、漢江全域を領有支配することとなり、中国大陸に通ずる西海岸を確保することに成功した。<sup>(8)</sup>

ヤマト王権に対し、百済側からの軍事援助の要請がつづき、これに応じてヤマト王権は、馬・船・弓箭・軍兵などを百済に送りとどけた。軍事援助の基地になったのは、筑紫の那津であったと思う。五五四年（欽明十五）には百済の使者が筑紫に到着し、ここに集められた軍兵・兵器などを点検している。この年にヤマト王権の援助をうけた聖王は、みずから兵を率いて新羅領に進撃したが、退路を断たれて戦死した。<sup>(9)</sup> 蘇我稻目が吉備に屯倉を設置し、食糧補給の強化を計ったのも、この頃のことであるが、<sup>(10)</sup> 瀬戸内海の海路の確保は緊急の課題であった。

大連大伴金村の退場以後の、ヤマト王権の朝鮮半島政策を主導したのは、蘇我稻目であったと思う。

〔註〕

- (1) 『日本書紀』宣化二年条。
- (2) 田村圓澄「大宰府前史小論」（『九州文化史研究所紀要』二二号、福岡、一九七六年）。
- (3) 註(1)、欽明元年条。
- (4) 同右、継体六年条。
- (5) 今井啓一「巨勢氏について」（『日本書紀研究』六冊、東京、一九七二年、所収）。
- (6) 末松保和『任那興亡史』東京、一九七一年、一五四頁。
- (7) 註(1)、欽明三年条。
- (8) 李基白『韓国史新論』東京、一九七一年、六六頁。
- (9) 註(1)、欽明十五年条。

(10) 『三國史記』卷二十六、聖王三十二年条。

(11) 註(1)、欽明十六年七月、同十七年七月条。

#### 四 大臣蘇我馬子の外交路線

五六二年(欽明二十三、真興王二十三)に、加羅諸国は新羅の領有となった。

(欽明)廿三年春正月、新羅打<sub>二</sub>滅任那官家<sub>一</sub>。

洛東江流域に残存していた加羅諸国のすべてが、新羅の支配下におかれたのである。

(真興王)二十三年九月、加耶叛、王命異斯夫討之、斯多含副之、斯多含領五千騎先馳、入梅檀門立白旗、城中恐懼、不知所為、異斯夫引兵臨之、一時盡降、論功、斯多含為最、王賞以良田及所虜二百口、斯多含三讓、王強之、乃受其生口、放為良人、田分與戰士、國人美之。

右の加耶は大加羅、すなわち高靈の地を指すが、このとき安羅(咸安)をふくむ加羅全域が、新羅に併合されたと考えられる。ヤマト王権は紀男麻呂・河辺瓊佐を朝鮮半島に遣わし、新羅に抗議させたが、紀男麻呂は、新羅の偽りの降状を信じて百済に兵を後退させ、また河辺瓊佐は新羅と戦って敗死した。

加羅が新羅領となったことは、百済援助を通じて、加羅の確保を計ってきたヤマト王権の外交路線の破綻を意味した。五七一年に欽明が崩じ、翌年に敏達が即位する。物部守屋が大連となり、そして蘇我馬子は大臣となったが、ヤマト王権の外交課題は、加羅の復興、すなわち貢納国としての加羅の再確保におかれていた。しかし現実に加羅は新羅の領有になっている。ヤマト王権にとって、軍事力によって新羅の支配から加羅を分離させるか、または外交折衝によって、加羅貢納の実質を獲得するか、の二つの道しかなかったが、しかし、そのいずれをとるにしても、加羅問題の解決の相手が新羅であることに変わりはなかった。

これまでのヤマト王権の対朝鮮半島政策は、軍事力に比重がおかれていた。大伴金村の外交路線がそうであり、蘇我稱目の場合も、筑紫の那津官家の設置に象徴されるように、軍事力優位が前提となっていた。しかし蘇我馬子の登場によって、加羅政策は転期を迎えることとなった。新羅との外交交渉を通じ、局面打開を求める方向に進み始めたからである。新羅との外交交渉にあたったのが、難波吉士氏であった。

五七五年（敏達四、真興王三十六）四月に、吉士金子が新羅に、吉士木蓮子が任那に、また吉士訳語彦が百済に派遣されたが、これをうけて六月に新羅の使者が来日し、多々羅・須奈羅・和陀・發鬼の四邑の調を進めたことが注目される。<sup>(3)</sup> 多々羅は釜山付近であり、須奈羅は金官である。つまり旧任那の貢納が、新羅の使者によってもたらされた。<sup>(4)</sup> 新羅の使者が新羅の貢納のほか、加羅の貢納をもってきたのは、吉士金子の外交折衝の成果であったと考えられる。ただし五七五年の加羅四邑の進貢が、この年に新羅との交渉によって新羅が承認したか、またはこの年以前の交渉において新羅が承認しており、たまたまこの年に、新羅がこれを履行したにすぎないか、についてはあきらかでないとの見解もあるが、<sup>(5)</sup> ともあれ吉士氏が加羅問題の解決を外交交渉の場にのせたことは、ヤマト王権の新しい外交路線の展開というべきであろう。

五八〇年（敏達九、真平王二）、および五八二年に新羅の使者が来日したが、ヤマト王権は調をうけとらず、新羅の使者を帰した。加羅の貢納が持参されておらず、したがって新羅の協定違反を責める意味で、新羅の使者を帰したのである。五八四年には吉士木蓮子が新羅に遣わされている。

五九一年（崇峻四、真平王十三）に、崇峻は加羅の再建について、諸豪族の同意をうる事ができた。こうして紀男麻呂、巨勢猿、大伴嚙、葛城烏奈良の四豪族が將軍となり、二万余の部隊を編制して筑紫に移った。同時に、吉士金を新羅に、また吉士木蓮子を任那に遣わし、折衝にあたらせた。軍事力の誇示を背景に、加羅問題の解決を計ろうとしたと考えられるが、五九二年に、蘇我馬子の指示をうけた東漢駒が崇峻を殺していることから推察すると、豪族軍



の筑紫集結は、対外的意味よりも、むしろ対内的意味をもっていたように解される。すなわち崇峻殺害を遂行するため、あらかじめ畿内の兵力を筑紫に遠ざけたと考えられるからである。筑紫に集結した二万余の軍兵は、新羅進攻の意図をもっていなかったことになるが、ともあれ將軍らを筑紫に足留めにし、吉士氏を新羅に派遣して交渉にあたらせたのは、蘇我馬子その人であったとみるべきであろう。

〔註〕

(1) 『日本書紀』欽明二十三年条。

(2) 『三國史記』卷四、真興王二十三年条。

(3) 註(1)、敏達四年条。

(4) 末松保和『任那興亡史』東京、一九七二年、一九二頁。

(5) 同右。

## 五 第一次遣隋使派遣

六〇〇年(推古八、真平王二十二)に新羅と任那が戦った。推古は境部氏を大將軍に、また穗積氏を副將軍に任じ、万余の兵をもって新羅を攻撃させた。新羅の真平王が降状し、推古は難波吉士神を新羅に、また難波吉士木蓮子を任那に遣わして事情を檢校せしめた。これに応じて、新羅と任那の使者が来日し、貢物をもたらしたという。しかし、將軍らが新羅から軍兵を引きあげると、再び新羅は任那を攻めた。<sup>(1)</sup>

この年に、ヤマト王権は隋に使者を派遣している。

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞弥、遣使詣闕、上令所司訪其風俗、使者言、倭王以天為兄、以日為弟、天未明時、出聽政、跣趺坐、日出便停<sup>二</sup>理務<sup>一</sup>云、委我弟、高祖曰、此大無義

理<sup>一</sup>、於是訓令改<sup>レ</sup>之、王妻號<sup>二</sup>雞弥<sup>一</sup>、後宮有<sup>二</sup>女六七百人、名<sup>三</sup>太子<sup>一</sup>、爲<sup>三</sup>利歌弥多弗利<sup>一</sup>、無<sup>二</sup>城郭<sup>一</sup>。

中国大陸では、五八一年（敏達十、開皇元）に隋の文帝が即位するが、その年の十月に百済の威徳王は隋に賀使を派遣し、文帝は威徳王を上開府儀同三司帶方郡公に封じた。同年十二月に高句麗の平原王も使者を遣わして朝貢し、文帝から大將軍遼東郡公に封じられている。百済と高句麗は建国したばかりの隋に接触し、その冊封体制に入ったのである。

ところで五九八年（推古〇）に高句麗の嬰陽王が遼西に侵入した。隋の文帝は漢王諒に命じ、水陸三十万の兵を率いて高句麗を討たしめたが、この年に百済の威徳王は文帝の許に使者を送り、高句麗征討の軍導になることを請うた。文帝はすでに高句麗の嬰陽王が謝罪し、したがって高句麗征討をとりやめたことを理由に、百済の申し出を断つたが、しかし、これを知った高句麗は百済を恨み、百済領に侵入した。

六〇〇年のヤマト王権による第一次の遣隋使派遣は、ヤマト王権の単独の遣使ではなく、百済が関与していたとみるべきであろう。ヤマト王権の使者は、百済の船で、隋の大興城（長安）に赴いたのではないか。ヤマト王権は、加羅問題の解決を計るため、隋に接近したと考えられる。すなわち新羅に対する隋の圧力を期待したのであるが、いっぽう百済は高句麗に対する隋の牽制を求めた。六〇〇年の第一次遣隋使派遣は、百済のペースで行われたと思う。

新羅が初めて隋に朝貢したのは、五九四年（開王十四、眞平王十六）であった。このとき文帝は眞平王を上開府樂浪郡公新羅王に封じたが、隋にとって加羅問題は、すでに解決されていたのである。隋は、加羅全域が新羅領であることを認証していた。加羅問題の解決を求めて隋に赴いたヤマト王権の使者が、所期の目的を達することができなかったのは当然であった。

さて隋に赴いたヤマト王権の使者は、文帝の質問に対し、倭王は天をもって兄とし、日をもって弟としていること、また天がいまだ明けないうちに出でて政務を聴き、日が出ると理務をとどめ、弟に委ねる慣行であることを答へ

ている。中国王朝の皇帝は天の子であるが、しかし倭王は、天と兄弟であるという。倭王の位置は、朝鮮半島三国の各王に対して優位するのみならず、中国王朝の皇帝の上位にあることになる。つまり、朝鮮半島三国と同等同位を意味する冊封体制を拒む論理があった。文帝が、皇帝 $\parallel$ 天子と倭王との上下の秩序を否定する天と日の論理を、義理なしとして斥けたのは理由のあることであつた。

なお『隋書』のこの条で、「太子を名づけて利歌弥多弗利と爲す」とあり、これは厩戸王を指しているように解されるが、しかし、「王の妻は難弥と號す、後宮に女六・七百人あり」とする記載が、推古女帝を指しているとすれば、事実には合わない。この条には史実の混乱があると思われる。したがって「太子」を、そのまま厩戸王に比定することには、慎重でなければならぬと思う。

〔註〕

- (1) 推古八年の新羅と任那の交戦について、三品彰英氏は、その任那を史勿・保羅・古史浦をふくむ浦上八国に比定し、いわゆる浦上八国の乱を、「新羅と任那相攻む」の記事に推当される（三品彰英「聖徳太子の任那対策」『聖徳太子論集』京都、一九七一年、所収）。
- (2) 『隋書』卷八十一、倭国条。
- (3) 同右、卷一、高祖上条。
- (4) 同右、卷二、高祖下条。
- (5) 同右、卷八十一、百濟条。
- (6) 同右、卷八十一、新羅条。

六 新羅包圍体制の成立と破綻

六〇〇年の第一次遣隋使派遣の意図は、加羅問題の解決、すなわち、加羅の貢納について新羅の協定不履行の事実

をあきらかにし、これについて隋の介入と支持をとりつけるにあつたが、隋の實質的な援助を得ることはできなかった。したがつてヤマト王権は、新羅に対する別の対応策を考えざるをえなくなった。

六〇一年（推古九）に、大伴嚙を高句麗に、また坂本糠手を百済に遣わした。

（推古）九年三月甲申朔、遣大伴連嚙于高麗<sup>(1)</sup>、遣坂本臣糠手于百済<sup>(2)</sup>、以詔之曰、急救任那<sup>(3)</sup>。

大伴嚙は、藤原鎌足の外祖父であるといふ。坂本糠手と共に、五八七年（用明）に蘇我馬子が主導した物部守屋討伐に参加している。この二豪族は、外交官僚としてではなく、軍事使節として、高句麗・百済に派遣されたのである。つまり加羅問題の解決について、両国の軍事協力を求めたのである。

六〇二年（推古十、武王三）に、百済の武王は新羅を攻撃した。

（武王）三年秋八月。王出兵圍新羅阿莫山城。一名羅王眞平遣精騎數千拒戰之。我兵失利而還。新羅築小陘、畏

石、泉山、甕岑四城。侵逼我疆境。王怒。令佐平解讎。帥步騎四萬。進攻其四城。新羅將軍乾品、武殷帥衆拒戰。

解讎不利。引軍退於泉山西大澤中。伏兵以待之。武殷乘勝。領甲卒一千。追至大澤。伏兵發急擊之。武殷墜馬。

士卒驚駭。不知所爲。武殷子貴山大言曰。吾嘗受教於師。曰。士當軍無退。豈敢奔退以墜師教乎。以馬授父。卽

与小將帶項揮戈力鬪以死。餘兵見此益奮。我軍敗績。解讎僅免。單馬以歸。

武王の新羅進攻は敗北に終わったが、六〇三年（推古十一、嬰陽王十四）には、高句麗が新羅を攻撃している。

（嬰陽王）十四年、王遣將軍高勝攻新羅北漢山城、羅王率兵過漢水、城中鼓噪相應、勝以彼衆我寡、恐不克而退。

高句麗側が劣勢であり、目的を達せず後退したというが、時期をあわせたように行われた百済、および高句麗の新羅攻撃は、六〇一年のヤマト王権の二軍使派遣と関連があるのではないか。ヤマト王権は高句麗と百済に呼びかけ、ひとたびは新羅包囲体制をつくることに成功したと考えられる。

右の高句麗・百済の軍事行動に呼応して、ヤマト王権も新羅進攻の計画をたてた。

（推古）十年春二月己酉朔、來目皇子爲<sub>レ</sub>擊<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>將軍上、授<sub>二</sub>諸神部、及國造伴造等、并軍衆<sub>二</sub>萬五千人<sub>一</sub>、夏四月戊申朔、將軍來目皇子到<sub>于</sub>筑紫、乃進屯<sub>二</sub>嶋郡、而聚<sub>二</sub>船舶<sub>一</sub>運<sub>二</sub>軍糧<sub>一</sub>、六月丁未朔己酉、大伴連嚙、坂本臣糠手、共至<sub>二</sub>自<sub>二</sub>百濟<sub>一</sub>、是時、來目皇子臥病以不<sub>レ</sub>果<sub>二</sub>征討<sub>一</sub>、

擊新羅將軍に任命された來目皇子は、厩戸王の同母弟であった。來目皇子の率いる軍兵が筑紫にまで進んだが、來目皇子の病臥により、新羅征討は中止となった。

（推古）十一年春二月癸酉朔丙子、來目皇子薨<sub>二</sub>於筑紫<sub>一</sub>、仍驛使以奏上、爰天皇聞之大驚、則召<sub>二</sub>皇太子蘇我大臣<sub>一</sub>、謂之曰、征<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>大將軍來目皇子薨之、其臨<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>遂矣、甚悲乎、仍殯<sub>二</sub>于周芳娑婆<sub>一</sub>、乃遣<sub>二</sub>土師連猪手<sub>一</sub>命<sub>二</sub>掌<sub>二</sub>殯事<sub>一</sub>、故猪手連之孫、曰娑婆連、其是之緣也、後葬<sub>二</sub>於河内埴生山岡上<sub>一</sub>、夏四月壬申朔、更以<sub>二</sub>來目皇子之兄當麻皇子<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>征<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>將軍上、秋七月辛丑朔癸卯、當麻皇子自<sub>二</sub>難波<sub>一</sub>發船、丙午、當麻皇子到<sub>二</sub>播磨<sub>一</sub>時、從妻舍人姬王、薨<sub>二</sub>於赤石<sub>一</sub>、仍葬<sub>二</sub>于赤石檜笠岡上<sub>一</sub>、乃當麻皇子返之、遂不<sub>二</sub>征討<sub>一</sub>。

來目皇子の異母兄の当麻皇子が、替わって征新羅將軍に任命されたが、筑紫に向う途中で当麻皇子の妻が死に、またも新羅征討は未遂に終った。

ヤマト王権は、再び新しい將軍を任命することはせず、したがって、新羅に対する軍事行動は行われなかった。百濟および高句麗との共同作戦が、計画通りに運ばないという判断があったからであろうか。ともあれ高句麗・百濟と結んだ新羅包囲体制は破綻し、加羅問題は未解決のままとなったが、このときヤマト王権の内部にあって、新羅包囲体制を計画・推進したのは誰であったか。私は、蘇我馬子であったと思う。新羅包囲体制政策は、六〇〇年の第一次遣隋使派遣と関連しており、すなわち加羅問題の解決を志向しているが、これら一連の外交・軍事政策は、蘇我馬子の領導するところであったと考えられる。なお厩戸王の兄弟が、新羅征討の將軍に任命されているのは、新羅征討に対する厩戸王の関与とするよりは、王族も、蘇我馬子の政策に協力しなければならなかったからであり、馬子の権力

の卓越性を示しているのとみるべきであろう。

(註)

- (1) 『日本書紀』推古九年条。
- (2) 『尊卑分脈』藤原鎌足条。
- (3) 『三國史記』卷二十七、武王条。
- (4) 同右、卷二十、嬰陽王条。
- (5) 『日本書紀』推古十年条。
- (6) 同右、推古十一年条。

## 七 第二次遣隋使派遣

六〇七年（推古十五、大業三）に隋の煬帝は万里の長城を越えて塞北に幸し、高句麗の嬰陽王の朝見を促した。嬰陽王はこれを無視したため、煬帝は高句麗征討の計画をたてるが、この年に百済の武王は隋に使者を遣わして朝貢した。同じ年に武王は再度、隋に使者を送り、高句麗を討つことを請うている。煬帝はこれを許し、まず百済に高句麗の動静を窺わしめることとした。<sup>(2)</sup>

この年の七月に、小野妹子が隋に派遣せられた。第二次遣隋使派遣である。

十五年秋七月戊申朔庚戌、大礼小野臣妹子遣<sub>二</sub>於大唐<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>鞍作福利<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>通事<sub>一</sub>。<sup>(3)</sup>

小野妹子は、百済の武王が派遣した遣隋使に同行したのではないか。

大業三年其王多利思北孤、遣<sub>レ</sub>使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子、重興<sub>二</sub>佛法<sub>一</sub>、故遣<sub>二</sub>朝拜<sub>一</sub>、兼沙門數十人、來學<sub>二</sub>佛法<sub>一</sub>、其國書曰、日出處天子、致<sub>二</sub>書日沒處天子<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>恙云々、帝覽<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>悅、謂<sub>二</sub>鴻臚卿<sub>一</sub>曰、蠻夷書有<sub>二</sub>無

禮者、勿復以聞、明年上遣文林郎斐清、使於倭國、度百濟行至竹島、南望耽羅國、經都斯麻國、迤在大海中、又東至一支國、又至竹斯國、又東至秦王國、其人同於華夏、以爲夷洲、疑不能明也、又經十餘國、達於海岸、自竹斯國以東、皆附庸於倭、王遣小德阿輩臺、從數百人、設儀仗、鳴鼓角、來迎、後十日、又遣大禮可多毗、從二百餘騎郊勞、既至彼都、其王與清相見、大悅曰、我聞海西有大隋禮義之國、故遣朝貢、我夷人僻在海隅、不聞禮義、是以稽留境內、不即相見、今故清道、飾館以待大使、冀聞大國惟新之化、清答曰、皇帝德並一儀、澤流四海、以王慕化、故遣行人來、此宣諭上、既而引清就館、其後清遣人謂其王曰、朝命既達、請即戒塗、於是設宴享以遣清、復令使者隨清、來貢方物、此後遂絕。

第二次遣隋使派遣の場合、政治・軍事面が後退し、文化面に比重がかけられていたと思われる。すなわち海西の菩薩天子が仏法を重興したことを聞き、天子に敬意を表すると共に、沙門數十人を派遣して仏法を学ばせたい、というのである。この時点では、加羅問題の解決は前面に出していない。

小野妹子が持参した国書に、「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙なきや、云云」とあり、煬帝は不快の色をかくさなかったが、「日出ずる処」の観念は、「倭王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す」の観念に通ずるものがある。中国本土からすれば、倭は東方にあり、したがって「日出ずる処」の表現は間違いではないが、「日出ずる処」と「日没する処」とを対比したのは、かならずしも地理的見地からの発想ではないであろう。そこには価値感の比較があり、すなわち、「天」や「日」の權威を背後にもつ自負の意識がある。さらに倭王が、「天子」を自称し、冊封体制の主と同格であることを強調したのは、冊封体制を拒むと共に、冊封体制を超越することを意図していたと解される。すなわち隋の冊封体制下にある朝鮮半島三国との上下の格差の証しを、隋に求めたのであり、倭の中央豪族の国際意識の一端をうかがわせる。

隋と高句麗との軍事的緊張の高まりのなかで行われた第二次遣隋使派遣も、百済に誘導され、また百済の遣使に便乗していたと思う。つまりヤマト王権の独自の計画・方針にもとづくというよりは、便宜的であったと考えられるが、注目されるのは次の二点である。

第一は、遣隋使の言葉である。ヤマト王権の使者は煬帝に対し、「聞く、海西の菩薩天子、仏法を重興すと……」といい、また来日した隋使の裴世清に対し、倭王が、「我聞く、海西に大隋礼義の国ありと、……」と語っているが、その「聞く」とあるのは、誰から聞いたのであるか。聞いたことの内容は、確実性をもっていることが必要であるが、私は隋側の反応を考慮すると、百済から聞いたと解するのが、妥当であると思う。つまり第二次遣隋使派遣について、百済の勧奨・誘導があったと考えられる。

第二は、遣隋使一行の往還のコースである。往路はあきらかでないが、もし六〇七年の百済の武王による二度の遣隋使派遣の、いずれかに同行していたとすれば、百済を経由したとみるべきであろう。ところで六〇八年の帰国に際し、裴世清が小野妹子に同行したが、一行は百済を経過している。また小野妹子が煬帝から与えられた国書を、百済で紛失し、帰国後に問題になっているが、ともあれ百済を経由したことは、ヤマト王権による第二次遣隋使派遣が、百済と深く関連していたことを示していると思う。

私は、第二次遣隋使派遣も、蘇我馬子が領導したのであり、厩戸王が関与する余地はなかったと考える。

〔註〕

- (1) 『隋書』卷六十七、裴矩条。
- (2) 同右、卷八十一、百済条。
- (3) 『日本書紀』推古十五年条。
- (4) 註(1)、卷八十一、倭国条。



## 八 唐客・新羅客召見と蘇我馬子

六〇八年(推古十〇)四月に、裴世清および小野妹子の一行は筑紫に着いた。飛鳥の宮廷から筑紫に派遣された難波吉士雄成が唐客の入京を促し、一行は六月に難波に着いている。唐客のための新館を、高麗館の上に造るなど、難波での唐客歓迎の準備が整っていた。<sup>(1)</sup>

(推古)十六年夏四月、小野臣妹子至自大唐、唐國號<sub>二</sub>妹子臣<sub>一</sub>曰蘇因高、即大唐使人裴世清、下客十二人、從<sub>二</sub>妹子臣<sub>一</sub>至於筑紫、遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等、爲唐客更造新館於難波高麗館之上、六月壬寅朔丙辰、客等泊于難波津、是日、以飭船卅艘、迎客等于江口、安置新館、於是以中臣宮地連摩呂、大河内直糠手、船史王平爲<sub>二</sub>掌客<sub>一</sub>。

裴世清一行は、難波から淀川を遡行し、ついで大和川に入り、長瀬―高井田―龍田を通過して初瀬川を上り、三輪山西南麓の海石榴市に着いた。餽騎七十五匹が唐客を迎えている。唐客は海石榴市から安倍の山田の前の道をすぎ、飛鳥に到着したと考えられる。推古の宮は小墾田にあったが、小墾田は、豊浦、雷などをふくむ飛鳥地方の汎称であった。<sup>(2)</sup>

(推古十六年)秋八月辛丑朔癸卯、唐客入京、是日、遣餽騎七十五匹、而迎唐客於海石榴市衢、額田部連比羅夫以告禮辭焉、壬子、召唐客於朝廷、令奏使旨、時阿倍鳥臣、物部依網連抱二人爲客之導者也、於是大唐之國信物置於庭中、時使主裴世清親持書、兩度再拜言上使旨而立之、其書曰、皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高等至具懷、朕欽承寶命、臨仰區宇、思弘德化、羣中被含靈上、愛育之情、無隔遐邇、知皇介居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢、丹欸之美、朕有嘉焉、稍曠、比如常也、故遣鴻臚寺掌客裴世清等、指宣往意、并送物如別、時阿倍臣出庭以受其書、而進行、大伴嚙連迎出、承

書置<sup>二</sup>於大門前机上而奏之、事畢而退焉<sup>(5)</sup>。

裴世清が小墾田の宮に召見された。唐の信物が庭中に置かれた。裴世清は詔書をもって進み、再拜して使の旨を述べ、立って詔書を読んだ。終つて、阿倍鳥が庭に出て詔書をうけとり、前に進んで大伴嚙に渡した。大伴嚙はこれを大門の前の机の上に置き、推古に奏した。これで召見の儀は終つた。

是時、皇子諸王諸臣悉以<sup>一</sup>金髻華<sup>二</sup>著頭、亦衣服皆用<sup>一</sup>錦紫繡織及五色綾羅<sup>二</sup>、一云、服色、  
一用、一色。

皇子、諸王、諸臣は金の髻華を頭につけ、衣服も錦紫繡織や五色の綾羅をまとつた。ところで小墾田宮の唐客召見の場に、厩戸王が姿を見せていないことが注目される。ただしここには蘇我馬子も現われておらず、したがって厩戸王についてのみ問題にするのは不当であるとも思われるが、六一〇年（推古十八、眞平王三十二）の新羅・任那の使者の拜朝のときは、蘇我馬子が主宰した。

（推古十八年）秋七月、新羅使人沙喙部奈末竹世士、與<sup>一</sup>任那使人喙部大舍首智買<sup>二</sup>、到<sup>三</sup>于筑紫<sup>一</sup>、九月、遣<sup>レ</sup>使召<sup>二</sup>新羅任那使人<sup>一</sup>、冬十月己丑朔丙申、新羅任那使人臻<sup>二</sup>於京<sup>一</sup>、是日、命<sup>二</sup>額田部連比羅夫<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>下迎<sup>二</sup>新羅客<sup>一</sup>、莊馬之長<sup>上</sup>、以<sup>二</sup>膳臣大伴<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>下迎<sup>二</sup>任那客<sup>一</sup>、莊馬之長<sup>上</sup>、即安<sup>二</sup>置阿斗河邊館<sup>一</sup>、丁酉、客等拜<sup>二</sup>朝廷<sup>一</sup>、於是命<sup>二</sup>秦造河勝、土部連菟<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>新羅導者<sup>二</sup>、以<sup>三</sup>間人連鹽蓋、阿閉臣大籠<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>任那導者<sup>二</sup>、共引以自<sup>二</sup>南門<sup>一</sup>入之、立<sup>二</sup>于庭中<sup>一</sup>、時大伴咋連、蘇我豐浦蝦夷臣、坂本糠手臣、阿倍鳥子臣、共自<sup>レ</sup>位起之、進伏<sup>二</sup>于庭<sup>一</sup>、於是、兩國客等各再拜、以奏<sup>二</sup>使旨<sup>一</sup>、乃四大夫起進啓<sup>二</sup>於大臣<sup>一</sup>、時大臣自<sup>レ</sup>位起、立<sup>二</sup>應前<sup>一</sup>而聽焉、既而賜<sup>二</sup>祿諸客<sup>一</sup>、各有<sup>レ</sup>差、乙巳、饗<sup>二</sup>使人等<sup>一</sup>於朝<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>河内漢直賀<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>新羅共食者<sup>二</sup>、錦織首久僧爲<sup>レ</sup>任那共食者<sup>一</sup>、辛亥、客等禮畢以歸焉<sup>(7)</sup>。

小墾田宮で、新羅・任那の客が使の旨を奏し、これをうけて、大伴咋・蘇我蝦夷・坂本糠手・阿倍鳥の四人の大夫が蘇我馬子の前に進んでこれを啓した。馬子は庁前に立って聴き、こうして式典が終つている。そしてここにも厩戸王の記載はない。

遣隋使の派遣、また裴世清の召見など、ヤマト王権の外交の政務はすべて蘇我馬子の掌握するところであったと考えられる。

(註)

- (1) 田村圓澄「大宰府前史小論」(『九州文化史研究所紀要』二二号、福岡、一九七六年)。
- (2) 『日本書紀』推古十六年条。
- (3) 『日本書紀』卷上の一。
- (4) 大井重二郎『上代の帝都』京都、一九四四年、八〇頁。
- (5) 註(2)に同じ。
- (6) 同右。
- (7) 註(2)、推古十八年条。

九 冠位十二階の制定と隋

六〇三年(推古十一年)に、冠位十二階が制定された。

(推古十一年)十二月戊辰朔壬申、始行冠位<sup>一</sup>、大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並以<sup>二</sup>當色純<sup>一</sup>縫之、頂撮摠如<sup>三</sup>囊、而著<sup>レ</sup>緣焉、唯元日著<sup>三</sup>髻華<sup>一</sup>、<sup>云云于獨<sup>一</sup>此<sup>二</sup></sup>徳・仁・礼・信・義・智の儒教の徳目を用い、大小にわけて十二階とした。冠位十二階は、厩戸王の制定にかかる<sup>二</sup>とも説かれるが、右の引用にみる限り、厩戸王の制定と決めることはできない。

冠位十二階の源流について、百済の官位の制を中心とし、高句麗の制を参照して成立したとする見解があるが、これに対し、冠位十二階が、冠位によって服装を規定している事実に着目し、儒教との関連を重視する見解が提起され

ている。

冠位十二階の成立に、隋が関与しているように思われる。隋は冠位十二階に強い関心を払っているからである。

内官有二十二等<sup>一</sup>、一曰大德、次小德、次大仁、次小仁、次大義、次小義、次大禮、次小禮、次大智、次小智、次大信、次小信、員無定數<sup>二</sup>。

内官は、内廷の官の意であり、つまり飛鳥の宮廷の官人貴族を対象とした官位と考えられていたのである。徳目の順序は、冠位十二階と異なるところがあるが、徳目そのものは一致する。

其服飾、男子衣<sup>三</sup>裙襦<sup>一</sup>、其袖微小、履如<sup>二</sup>屨形<sup>一</sup>、漆<sup>三</sup>其上<sup>一</sup>、繫<sup>二</sup>之於脚<sup>一</sup>、人庶多跣足、不得<sup>中</sup>用<sup>二</sup>金銀<sup>一</sup>爲<sup>上</sup>飾、故時衣橫幅、結束相連而無縫、頭亦無<sup>レ</sup>冠、但垂<sup>二</sup>髮於兩耳上<sup>一</sup>、至<sup>レ</sup>隋其王始制<sup>レ</sup>冠、以<sup>二</sup>錦綵<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>之、以<sup>二</sup>金銀<sup>一</sup>鏤<sup>レ</sup>花爲<sup>レ</sup>飾。

倭の男子は、元来は頭に冠なく、髪を両耳の上に垂れていたが、隋の時代に、その王が初めて冠を制したという。

『隋書』では、王が初めて制した「冠」と、「内官十二等」との相関関係には言及していないが、「隋に至り其の王始めて冠を制す」の文句は、冠位十二階を指していると思う。「錦綵を以て之を爲り、金銀を以て花を鏤め飾りと爲す」の言葉は、「十二階、並に当色の純を以て縫へり、頂は撮り総べて囊の如くにして、縁を着く、唯元旦には髻花を着す」に対応している。菟田野の葉獵に参加した「諸臣」の服の色と冠の色とが相応しており、それぞれ髻花を着けたが、その髻花は、大徳・小徳は金を用い、大仁・小仁は豹の尾を用い、大礼より以下は鳥の尾を用いた。

六〇八年(推古十六)に難波に着いた裴世清は、小徳阿輩臺が指揮する数百人の儀仗隊に迎えられ、また大礼可多毗が二百余騎を従え、裴世清一行を出迎えている。『隋書』のこの記事が、史実を反映しているとすれば、冠位十二階の制定は、六〇八年以前に遡るであろう。

倭王と裴世清との対話を通して知られるのは、「礼儀」を求める国と、「礼儀」を教える国との出会いである。「

我は夷人、海隅に僻在して礼儀を聞かず」と訴える倭と、「海西大隋礼儀国」との文化的落差がある。冠位十二階の制定には、朝鮮半島三国の冠位の制度が参考にされたであろうが、しかし制定の直接の動機を、隋の教示に求めることができると思う。それは六〇〇年（推古八）の第一次遣隋使派遣のときである。冠位十二階が儒教の徳目を用いたのも、「大隋」の「礼儀」に関係があるからであろう。

冠位十二階の制定において、厩戸王が主役であったとすることは困難である。二度の遣隋使派遣と同様、私は大臣蘇我馬子の主導するところであったと考える。

〔註〕

- (1) 『日本書紀』推古十一年条。
- (2) 黛弘道「冠位十二階考」（『大和王権』東京、一九七三年、所収）。
- (3) 井上光貞『日本古代國家の研究』東京、一九六五年、二九八頁。
- (4) 武光誠「冠位十二階の再検討」（『日本歴史』三四六号、東京、一九七七年）。
- (5) 『隋書』卷八十一、倭国条。
- (6) 同右。
- (7) 註(1)、推古十九年条。

（一九七八年九月七日稿）